

ほのか診察室

HONOKA Consultation room

シリーズ

第105話

地域の中で担う医療①

急性期医療の診療費支払い制度「DPC」

市民病院 経営管理部 医事課 監修



住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が推進される中、市民病院は、急性期と回復期の医療を担っています。

国は、急性期医療を担う病院を対象に「DPC」と呼ばれる入院診療費の支払い制度を推進しています。

●DPCとは

DPC (Diagnosis Procedure Combination) はDiagnosis(診断) + Procedure (治療・処置) のCombination (組合せ) の略で、「診断群分類」と訳されます。これを使った入院診療費の支払い制度を

『包括払い (DPC) 方式』と言います。

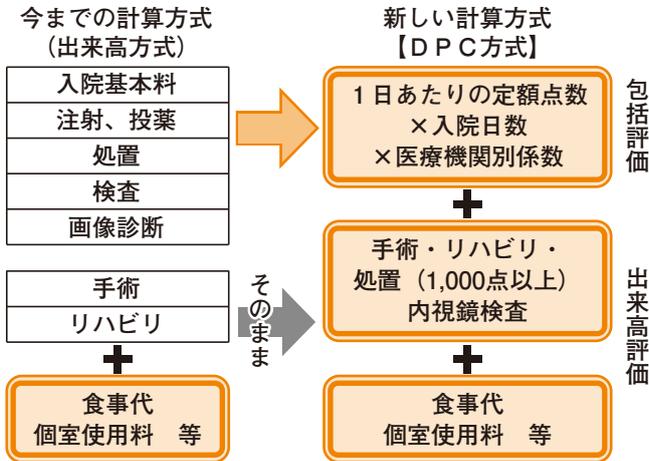
●入院診療費の支払い制度
市民病院では、平成28年4月1日から厚生労働省の『DPC対象病院』の指定を受け『包括払い (DPC) 方式』と呼ばれる新しい入院診療費の計算方法に変わりました。

【今までの計算方式 (出来高方式)】
診療行為によってそれぞれの診療報酬の積み上げた合計を計算する『出来高払い方式』でした。

【新しい計算方式 (DPC方式)】
病気の種類や行った手術・処置などの有無、合併する病気の有無など

によって病気を分類し、その分類ごとに厚生労働省が定めた一日あたりの入院費を計算するのが『包括払い (DPC) 方式』となります。

この方式では、入院患者さんの病気や病状をもとに、処置などの内容に応じて、包括評価部分 (入院基本料、投薬、注射、検査、処置等) と出来高評価部分 (手術、リハビリテーション、食事等) を組み合わせ、入院診療費を計算することになります。



●なぜDPCを導入したのか
DPCを導入すると、同じ病気で入院した場合に、病院・医師ごとに異なる治療 (投薬・検査等) や入院期間などを見直すことができ、医療の標準化や透明化、また、医療の質の向上を図ることが可能となります。患者さんにとっては標準的医療が明らかになるというメリットもあります。

●入院診療費のお会計について
一部負担金のお支払いの時期は、従来の月3回の定期請求と退院時請求から、月1回の定期請求と退院時請求になります。DPCでは診断群分類と治療により一日あたりの定額医療費が決まるため、入院中の状態の変化により診断群分類が変わった場合などには、退院時に前月までにお支払いいただいている金額との差額を調整させていただくことがあります。また、請求回数が少なくなることで、1回の請求額が大きくなりますので、ご理解をお願いいたします。

不明な点などございましたら、市民病院総合受付もしくは、各病棟の事務担当へお問い合わせください。